

令和4年度 播磨町立幼稚園園児募集

▼問合せ 教育総務グループ ☎079(435)0533

子どもたちは遊びの中で、いろいろな友達とかかわりながら様々な感情を体験し、友達と遊ぶ楽しさや大切さに気付いていきます。

町立幼稚園では遊びの中で、主体的に「生きる力」の基礎を育んでいきます。

播磨西幼稚園については、令和5年度より認定こども園に移行予定です。



▼対象 本人及び保護者が播磨町に居住している次に該当する幼児

3歳児 平成30年4月2日～31年4月1日生

4歳児 平成29年4月2日～30年4月1日生

5歳児 平成28年4月2日～29年4月1日生

▼入園願書配布 10月1日(金)から各幼稚園で配布(土・日曜日、祝日は除きます)



▼申込期間 10月18日(月)～20日(水) 午前9時～午後4時

▼必要書類 入園願書、施設型給付・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書および、個人番号提供書

▼申込場所 入園を希望する幼稚園

※園区は、原則として、お住まいの住所により決まっています。ただし、播磨幼稚園区および蓮池幼稚園区にお住まいの人については、播磨西幼稚園へ通園することもできます。

※定員を超える申し込みがあった場合は、抽選させていただきます。

▼問合せ 教育内容などについては、各幼稚園にお問い合わせください。申し込み手続きなどについては、教育総務グループにお問い合わせします。

教育総務グループ ☎079(435)0533

▼幼稚園名・所在地・電話番号

播磨幼稚園 (宮北1丁目7-7) ☎079(437)0729

蓮池幼稚園 (西野添2丁目10-35) ☎078(942)8328

播磨西幼稚園 (北本荘4丁目5-25) ☎079(435)3265

▶保育料 無料
※令和元年10月から保育料は無償化されました。
※保育料とは別に実費として幼稚園で徴収されている費用(行事費など)は、保護者の負担となります。

▶教育時間 年齢によって若干の時間差があります

弁当のある日 8:30～14:00
弁当のない日 8:30～12:00

●預かり保育
町立幼稚園に在籍している園児を教育時間終了後から午後4時30分までお預かりします。
※預かり保育の利用申請は、入園決定後にご案内します。

▶利用料金 1日あたりの利用料

弁当のある日 300円
弁当のない日 500円
長期休業中 1,000円

※預かり保育の保育料についても要件を満たせば無償化の対象となる場合があります。該当する場合は、別途申請をしていただく必要があります。

令和4年度 保育施設の利用申込み

▼問合せ 福祉グループ ☎079(435)2362

保育施設では、共働き家庭など家庭で十分な保育ができない保護者に代わり、0歳から小学校入学前までの乳幼児の保育を行っており、入所児童の案内を次の通り行います。

▼申込書の配布 10月1日(金)から福祉グループまたは各保育施設にて配布

※町ホームページでダウンロードすることもできます。

▼申込期間 10月15日(金)～11月30日(火)(土・日曜日、祝日を除く)

▼申込場所 福祉グループ

▼必要書類

①教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書

②保護者が家庭で保育ができない状況を証明する書類(勤務証明書など)

③子どものための教育・保育給付に係る認定申請における個人番号提供書

※入所審査を行い、1月下旬以降に結果を通知します。入所資格のある場合でも、定員の関係で入所できない場合があります。

あります。

詳しくは、福祉グループまでお問い合わせください。

▼保育料

▽0～2歳児クラス 同一世帯の父母または扶養義務者の令和3年度分の町民税(所得割)額に応じて決定

※8月分までは、令和3年度分の町民税(所得割)額に応じて決定します。

※入園料(申込金)は不要です。

※延長保育は、別に保護者負担金が必要です。

▽3～5歳児クラス 無料

※食材料費、行事費などは、保護者の負担となります。

各保育施設・所在地・電話番号・保育方針	対象クラス・定員・保育時間
(社福)蓮池こども園 西野添2丁目10-33 ☎078(942)6983 「遊びの中から、体と心を育てる保育」	0歳～5歳 160人(保育部分) 15人(教育部分) 7:00～19:00 (延長保育を含む)
(社福)播磨保育園 東本荘1丁目13-7 ☎079(437)8165 「健康で明るい子ども」	0歳～5歳 230人 7:30～18:00
(社福)キューピットこども園 北本荘6丁目9-11 ☎079(435)2532 「元気な子ども、明るい子ども、素直な子ども」	0歳～5歳 140人(保育部分) 15人(教育部分) 7:00～19:00 (延長保育を含む)
(社福)播磨中央こども園 南大中1丁目5-13 ☎079(435)2455 「心身共に健やかな子ども」	0歳～5歳 150人(保育部分) 15人(教育部分) 7:30～18:30
(社福)パレット保育園 東本荘1丁目13-28 ☎079(437)8165 「健康で明るい子ども」	0歳～2歳 19人 7:30～18:30

※各施設とも0歳(生後57日)から受け入れます。

年金

免除された国民年金保険料の追納ができます

▶問合せ
加古川年金事務所 ☎079(427)4740
保険年金グループ ☎079(435)2581

収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが困難な方のために、保険料の免除・納付猶予制度が設けられています。免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除が承認された期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金を受けるための受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、免除の種類に応じて減額されます。

保険料を全額納めた時を1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。

なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、納付猶予と学生納付特例によって保険料の納付を猶予された期間は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

追納で年金額をアップ

これらの保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間については、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納に関する注意事項

- ①追納できるのは、追納が承認された月から起算して10年以内に限られています。
- ②追納できる期間の順序は、原則として先に免除された期間からとされていますが、納付猶予期間と学生納付特例期間がある場合は、この期間から先に追納することも選択できます。
- ③保険料の免除・納付猶予や学生納付特例が承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納するときは、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

追納の手続

追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を加古川年金事務所または保険年金グループに提出します。この申込書には、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の期間を確認して記入することになっています。追納の申込みを行い、厚生労働大臣の承認を受けたのちに、通知書と納付書が送られてきます。